

高知県公害防止条例(昭和45年4月1日条例第26号)

最終改正:平成21年3月27日条例第10号

改正内容:平成21年3月27日条例第10号

○高知県公害防止条例

昭和45年4月1日条例第26号

改正

昭和46年3月18日条例第7号

昭和46年7月16日条例第18号

昭和51年10月19日条例第25号

昭和60年12月27日条例第29号

平成6年7月12日条例第21号

平成7年10月13日条例第45号

平成8年3月26日条例第4号

平成11年12月27日条例第55号

平成21年3月27日条例第10号

高知県公害防止条例をここに公布する。

高知県公害防止条例

目次

第1章 総則(第1条—第6条)

第2章 規制

第1節 特定施設に関する規制(第7条—第18条)

第2節 その他の規制(第19条—第22条)

第3章 雑則(第23条—第27条)

第4章 罰則(第28条—第31条)

付則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、県民の健康で文化的な生活を確保するうえにおいて公害の防止がきわめて重要であることにかんがみ、法令に特別の定めがある場合を除くほか、公害の防止に関し必要な事項を定めることにより公害対策の総合的推進を図り、もって県民の健康を保護するとともに、生活環境を保全することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「公害」とは、高知県環境基本条例(平成8年高知県条例第4号)第2条第3項に規定する公害をいう。

2 この条例において「特定施設」とは、工場又は事業場に設置される施設のうち、著しくばい煙、粉じん、ガス、汚水(廃液を含む。)、土壌の汚染の原因となる物質、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。)又は悪臭(以下「ばい煙等」という。)を発生し、又は排出する施設であって第7条第1項の規則で定めるものをいう。

3 この条例において「規制基準」とは、特定施設において発生し、又は排出するばい煙等の量、濃度又は程度の許容限度であって第7条第1項の規則で定めるものをいう。

(県等の責務)

第3条 県、市町村、事業者及び県民は、高知県環境基本条例第3条に定める環境の保全及び創造についての基本理念にのっとり、公害の防止が図られるように、それぞれの立場において努めなければならない。

第4条から第6条まで 削除

第2章 規制

第1節 特定施設に関する規制

(特定施設及び規制基準の設定)

第7条 特定施設及び規制基準は、公害を防止するために必要な限度において、ばい煙等の種類ごとに規則で定める。この場合において、規制基準は、地域又は水域を区分して定めることができる。

2 知事は、前項の規定により特定施設及び規制基準を定めようとするときは、あらかじめ高知県環境審議会の意見を聴かななければならない。これらを変更し、又は廃止しようとするときも同様とする。

(規制基準の遵守義務)

第8条 特定施設においてばい煙等を発生し、又は排出する者(以下「ばい煙等排出者」という。)は、規制基準を遵守しなければならない。

(特定施設の設置の届出)

第9条 特定施設を設置しようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

(3) 特定施設の種類

- (4) 特定施設の構造
- (5) 特定施設の使用の方法
- (6) ばい煙等の処理の方法
- (7) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項
(経過措置)

第10条 一の施設が特定施設となった際現にその施設を設置している者（設置の工事をしている者を含む。）は、当該施設が特定施設となった日から30日以内に、規則で定めるところにより、前条各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

(特定施設の構造等の変更の届出)

第11条 第9条又は前条の規定による届出をした者は、その届出に係る第9条第4号から第6号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。ただし、当該事項の変更が当該特定施設に係るばい煙等の量、濃度又は程度の増加を伴わない場合は、この限りでない。

2 第9条又は前条の規定による届出をした者は、その届出に係る第9条第1号又は第2号に掲げる事項に変更があったときは、その日から30日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

(実施の制限)

第12条 第9条又は前条第1項の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から60日（騒音に係る届出にあっては、30日）を経過した後でなければ、その届出に係る特定施設を設置し、又は特定施設の構造若しくは使用の方法若しくはばい煙等の処理の方法を変更してはならない。

2 知事は、第9条又は前条第1項の規定による届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは、前項に定める期間を短縮することができる。

(計画変更命令等)

第13条 知事は、第9条又は第11条第1項の規定による届出があった場合において、その届出に係るばい煙等の量、濃度又は程度がその特定施設に係る規制基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から60日以内（騒音に係る届出にあっては、30日以内）に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る特定施設の構造若しくは使用の方法若しくはばい煙等の処理の方法に関する計画の変更（第11条第1項の規定による届出に係る計画の廃止を含む。）又は第9条の規定による届出に係る特定施設の設置に関する計画の廃止その他必要な措置をとるべきことを勧告し、又は命ずることができる。

2 前項の規定による勧告又は命令を受けた者は、当該勧告又は命令に従い、当該措置を講じたときは、すみやかに、その旨を知事に届け出なければならない。

(使用開始の届出)

第14条 第9条又は第11条第1項の規定による届出をした者は、その届出に係る特定施設の設置又は構造の変更の工事をした場合において、当該特定施設の全部又は一部の使用を開始したときは、その日から15日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

(使用廃止の届出)

第15条 第9条又は第10条の規定による届出をした者は、その届出に係る特定施設の使用を廃止したときは、その日から30日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

(承継)

第16条 第9条又は第10条の規定による届出をした者からその届出に係る特定施設を譲り受け、又は借り受けた者は、当該特定施設に係る当該届出をした者の地位を承継する。

2 第9条又は第10条の規定による届出をした者について相続又は合併があったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。

3 前2項の規定により第9条又は第10条の規定による届出をした者の地位を承継した者は、その承継があった日から30日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

(改善命令)

第17条 知事は、特定施設に係るばい煙等の量、濃度又は程度がその特定施設に係る規制基準に適合しないと認めるときは、当該ばい煙等排出者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、当該特定施設の構造若しくは使用の方法又は当該特定施設に係るばい煙等の処理の方法の改善その他必要な措置をとるべきことを勧告し、又は命ずることができる。

2 知事は、前項の規定による命令を受けた者がその命令に従わないときは、当該特定施設（騒音に係る施設を除く。）の使用の一時停止を命ずることができる。

3 前2項の規定（第1項の勧告を除く。）は、第10条の規定による届出をした者の当該届出に係る特定施設については、同条に規定する特定施設となった日から2年間（騒音に係る特定施設にあっては、3年間）は適用しない。ただし、その者が第11条第1項の規定による届出をした場合において、当該届出が受理された日から60日（騒音に係る届出にあっては、30日）を経過したときは、この限りでない。

4 第13条第2項の規定は、第1項又は第2項の規定による勧告又は命令を受けた者について準用する。

第18条 削除

第2節 その他の規制

(悪臭の防止勧告)

第19条 知事は、工場又は事業場において発生する悪臭を排出することにより、当該工場又は事業場の周辺の生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。）

)が著しく損なわれると認めるときは、当該工場又は事業場を設置している者に対し、その事態を除去するために必要な限度において、当該悪臭を排出する施設の構造又は使用の方法の改善その他悪臭の防止のために必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

(深夜の静穏保持)

第20条 深夜(午後11時から翌日の午前6時までの時間をいう。)に営業を営む者は、当該営業を営む場所において、人声、楽器音、機械音等による騒音を発生させることにより付近の静穏を害する行為をし、又はさせてはならない。

(拡声放送の制限)

第21条 何人も午後9時から翌日の午前7時までの時間においては、屋外において又は屋外に向けて商業宣伝のための拡声放送をしてはならない。

(土砂等の埋立て等の制限)

第21条の2 土壌の汚染及び水質の汚濁を防止するために必要な土砂等の埋立て等についての規制については、高知県土砂等の埋立て等の規制に関する条例(平成21年高知県条例第10号)の定めるところによる。

(その他の規制措置)

第22条 第19条から前条までに規定する場合のほか、知事は、特定施設において発生し、又は排出するばい煙等以外のばい煙等により、現に公害が発生していると認めるときは、当該公害に係るばい煙等を発生し、又は排出している者に対し、公害を防止するため必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

第3章 雑則

(立入検査)

第23条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、ばい煙等を発生し、又は排出する工場又は事業場に立ち入り、帳簿書類、特定施設その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人から請求があったときには、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(報告の徴収)

第24条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、ばい煙等を発生し、又は排出する者に対し、そのばい煙等を発生し、又は排出する施設の状況、ばい煙等の処理の方法、ばい煙等の量、濃度又は程度その他必要な事項に関し報告させることができる。

(苦情の処理)

第25条 知事は、公害に係る苦情の申出に応じ、その適切な処理に努めるものとする。

(援助)

第26条 知事は、公害防止のため施設の整備について、必要な資金のあつせん、技術的な助言その他の援助に努めるものとする。

(課税免除措置の適用の制限)

第26条の2 特定施設の設置者がこの条例による命令に従わなかった場合においては、過疎地域等における県税の課税免除に関する条例(昭和45年高知県条例第37号)の規定にかかわらず、同条例の規定を適用しないことができる。

(事務処理の特例)

第26条の3 地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の17の2第1項の規定に基づき、この条例及びこの条例の施行のための規則に基づく知事の権限に属する事務のうち、騒音に関する次に掲げる事務は、市町村(高知市を除く。)が処理することとする。

- (1) 第9条の規定による特定施設の設置の届出の受理
- (2) 第10条の規定による経過措置に係る届出の受理
- (3) 第11条の規定による特定施設の構造等の変更の届出の受理
- (4) 第13条第1項の規定に基づく計画の変更又は計画の廃止等の措置をとるべき旨の勧告又は命令
- (5) 第13条第2項の規定による勧告又は命令に従い措置を講じた旨の届出の受理
- (6) 第14条の規定による特定施設の使用開始の届出の受理
- (7) 第15条の規定による特定施設の使用廃止の届出の受理
- (8) 第16条第3項の規定による地位の承継の届出の受理
- (9) 第17条第1項の規定に基づくばい煙等排出者に対する改善等の措置の勧告又は命令
- (10) 第17条第4項において準用する第13条第2項の規定による勧告又は命令に従い措置を講じた旨の届出の受理
- (11) 第22条の規定に基づく公害を防止するための必要な措置の勧告
- (12) 第23条第1項の規定に基づくばい煙等を発生し、又は排出する工場又は事業場への立入検査
- (13) 第24条の規定に基づくばい煙等を発生し、又は排出する者に対する報告の徴収
- (14) 前各号に掲げるもののほか、この条例の施行に係る事務のうち、規則に基づく事務であつて別に規則で定めるもの

2 地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づき、この条例及びこの条例の施行のための規則に基づく知事の権限に属する事務のうち、次に掲げる事務は、高知市が処理することとする。

- (1) 第9条の規定による特定施設の設置の届出の受理
- (2) 第10条の規定による経過措置に係る届出の受理

- (3) 第11条の規定による特定施設の構造等の変更の届出の受理
- (4) 第12条第2項の規定に基づく設置又は変更の届出から実施までの期間の短縮
- (5) 第13条第1項の規定に基づく計画の変更又は計画の廃止等の措置をとるべき旨の勧告又は命令
- (6) 第13条第2項の規定による勧告又は命令に従い措置を講じた旨の届出の受理
- (7) 第14条の規定による特定施設の使用開始の届出の受理
- (8) 第15条の規定による特定施設の使用廃止の届出の受理
- (9) 第16条第3項の規定による地位の承継の届出の受理
- (10) 第17条第1項の規定に基づくばい煙等排出者に対する改善等の措置の勧告又は命令
- (11) 第17条第2項の規定に基づく特定施設の使用の一時停止命令
- (12) 第17条第4項において準用する第13条第2項の規定による勧告又は命令に従い措置を講じた旨の届出の受理
- (13) 第22条の規定に基づく公害を防止するための必要な措置の勧告
- (14) 第23条第1項の規定に基づくばい煙等を発生し、又は排出する工場又は事業場への立入検査
- (15) 第24条の規定に基づくばい煙等を発生し、又は排出する者に対する報告の徴収
- (16) 第25条の規定による公害に係る苦情の処理
- (17) 第26条の規定による公害防止のための施設の整備の援助
- (18) 前各号に掲げるもののほか、この条例の施行に係る事務のうち、規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの

(委任)

第27条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

第4章 罰則

第28条 第13条第1項又は第17条第1項若しくは第2項の規定による命令に違反した者は、1年以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する。

第29条 第9条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、5万円以下の罰金に処する。

第30条 次の各号の一に該当する者は、3万円以下の罰金に処する。

- (1) 第10条又は第11条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (2) 第12条第1項の規定に違反した者
- (3) 第23条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者
- (4) 第24条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(両罰規定)

第31条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

付則

この条例は、公布の日から起算して6月をこえない範囲内において規則で定める日から施行する。(昭和45年9月規則第42号で、同45年9月30日から施行)

付則(昭和46年3月18日条例第7号)

この条例は、公布の日から施行する。

付則(昭和46年7月16日条例第18号抄)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附則(昭和51年10月19日条例第25号抄)

(施行期日等)

1 この条例は、昭和52年1月1日から施行する。(後略)

附則(昭和60年12月27日条例第29号抄)

(施行期日)

1 この条例は、昭和61年1月12日から施行する。

附則(平成6年7月12日条例第21号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成6年8月1日から施行する。

附則(平成7年10月13日条例第45号抄)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。(平成8年3月規則第19号で、同8年4月1日から施行)

附則(平成8年3月26日条例第4号抄)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附則(平成11年12月27日条例第55号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附則(平成21年3月27日条例第10号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成21年6月1日から施行する。(後略)